



山形県公報

令和3年3月31日(水)

号 外 (13)

目 次

規 則

- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税 政 課) … 1
- 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) … 2
- 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) … 3

規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「210平方メートル」を「180平方メートル」に改め、同項第3号中「又はサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。)の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助」を削り、同項第4号中「第7条第2項」を「(平成13年法律第26号)第7条第2項」に、「の戸数」を「(同条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。)の戸数」に改める。

附則第12項中「210平方メートル」を「180平方メートル」に改める。

別記第14号の3様式から別記第15号の6様式まで、別記第18号様式、別記第30号様式、別記第30号の2様式、別記第30号の4様式、別記第31号様式、別記第37号様式、別記第45号様式、別記第57号の3様式、別記第75号の2様式、別記第77号様式、別記第78号の2様式、別記第79号様式、別記第98号様式及び別記第98号の2様式中「㊟」を削る。

別記第99号様式中「㊟」を削り、「関与税理士 氏 名」を「関与税理士 署 名」に改める。

別記第99号の2様式から別記第102号様式まで、別記第103号様式、別記第106号の2様式から別記第109号様式まで、別記第112号様式から別記第112号の3様式まで、別記第112号の5様式、別記第115号様式から別記第117号様式まで、別記第119号様式、別記第120号様式、別記第131号様式、別記第133号様式、別記第138号様式から別記第142号様式まで、別記第144号様式から別記第146号様式まで、別記第161号様式、別記第161号の6様式、別記第162号の5様式、別記第162号の8様式から別記第163号様式まで、別記第163号の3様式、別記第163号の4様式、別記第164号様式から別記第164号の4様式まで、別記第164号の6様式から別記第164号の8様式まで、別記第164号の11様式、別記第165号様式及び別記第170号様式中「㊟」を削る。

(山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則(平成12年7月県規則第110号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第4条 山形県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年6月県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第6号から別記様式第8号まで、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第13号、別記様式第15号から別記様式第18号まで、別記様式第21号から別記様式第23号まで、別記様式第25号及び別記様式第27号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の山形県県税規則（以下「新規規則」という。）附則第11項及び第12項の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正前の山形県県税規則（以下「旧規則」という。）により作成した用紙で新規規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるもの、第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるもの及び第4条の規定による改正前の山形県産業廃棄物税条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年10月県規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、「第2条」を「第3条」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号の規定により作成した用紙は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成28年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」を削る。

別記様式第2号中「㊤」を削り、同様式の注書第4項中「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

別記様式第3号中「㊤」を削り、同様式の注書第3項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

別記様式第4号中「㊤」を削り、同様式の注書第3項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第4号までの規定により作成した用紙は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

令和3年3月31日印刷
令和3年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県